

令和7年度 第1回八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和7年8月8日（金） 午後2時00分から3時30分

場 所：八尾市役所 8階第2委員会室

出席者：鶴 委員（会長）

天野委員

稻田委員

宇野委員

遠藤委員

岡内委員

加藤委員

木曾委員

須釜委員

竹川委員

西川委員

原 委員

南 委員

欠席者：神原委員

中西委員

事務局（保育・こども園課）：和島、久保、梶本、枠原、河邑、濱元、濱田

1 開会

2 令和6年度 実施報告について

会長：議事進行についてはお手元配付の次第書に沿って進めさせていただこうと思います。それでは、次第2「令和6年度実施報告」について、事務局から報告をお願いします。

事務局：お手元配付の資料4「令和6年度実施報告」をご参照ください。今回の審議会に先立ち、各課より令和6年度の実績をご報告いただき、事務局にてとりまとめた資料になります。1ページをご覧ください。こちらはこども健康課より4か月健診や1歳半健診などこども健康課で行われている健診や検査、フォロー教室などの実績が報告されております。4か月健診、1歳半健診、3歳6か月健診のフォロー率をみると1歳半健診でのフォロー率が多くなっており、下の方には1歳6か月健診のフォロー教室であるぴょんぴょん教室の参加実績が報告されております。2ページをご覧ください。こちらは先ほど見ていただいた乳幼児検査等、母子保健事業からつながる発達支援体制が図で表されており、母子保健事業より多

くの支援につながっていることが報告されております。3ページをご覧ください。こちらは障がい福祉課より八尾市の医療的ケア児の現状や障がい者手帳所持状況が報告されております。1の年齢別を見ますと就学前の児童に関しては令和6年4月1日時点で24名の医療的ケアを必要とする児童がいることが分かります。4ページをご覧ください。こちらには障がい児通所支援事業所等の利用者数が報告されており、3つの課題が挙げられております。5ページをご覧ください。ここからはこども・いじめ何でも相談課(ほつぶ)の報告になります。5ページ中ほどの相談件数(実数)の推移の表を見ていただくと障がい相談では発達障がい相談、育成相談では育児・しつけ相談が特に増えていることが表されております。続く6ページ、7ページには未就園児訪問の報告やあそびのひろば、園訪問の実績が報告されております。あそびのひろばでは支援が必要な方を支援につなげる場にもなっており、令和6年度には心理士等の専門職につながったケースが9件報告されております

8ページ、9ページをご覧ください。こちらは保育・こども園課より保育サポートに関する入所相談の主な所属機関または関係機関と令和6年度の保育サポート枠の保育施設入所状況の報告になります。新規に申請された方が39名、在園新規で申請された方が115名おられます。そのうち入所された方が130名、継続児童数を合わせると令和6年4月1日時点で256名の方が保育サポート児として入所されております。10ページから14ページは市立児童発達支援第1センターいちょうからの報告になります。先程、障がい福祉課より令和6年4月1日時点における就学前児童に関して、24名の医療的ケアを必要とする児童がいることが報告されておりましたが、その中で17名、重複を除くと10名の児童をいちょうでは受け入れてくださっています。現在いちょうには医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保育教諭、事務職等多職種の職員が勤務しており八尾市の療育を必要とする児童の療育やリハビリ、相談支援、関係機関への職員派遣、保育所等訪問支援、重い障がいがある児童に対する居宅訪問支援など数多くの支援が行われております。続いて15ページから17ページは市立児童発達支援第2センターしようと園からの報告になります。しようと園は毎年一定数の児童を受入れ、発達に遅れや課題のある子どもたちが集団生活を送れるようサポートしております。3台の送迎バスで自宅近くまで送迎しており、対象児童は2歳から就学前児童になります。令和6年度においては17ページにあります通園時の保護者の就労維持等を目的として令和4年度から開始された月曜から金曜日の間でセンター事業終了後14時45分から17時の間も児童が友だちと過ごせる日中一時支援が多く利用されております。18ページをご覧ください。こちらは教育センターからの報告になります。教育相談の内容としては発達や進路に関することが多く、796件となっております。そのうち保育所、幼稚園、認定こども園、施設、在宅等幼児の数を足すと244件が就学前の児童の相談数になっております。19ページをご覧ください。こちらは特別支援教育・保育に係る事業の実施状況になります。特別支援教育・保育巡回指導、特別支援教育・保育ゼミ、特別支援教

育・保育研修等多くの事業を実施し内容の充実に努められており、昨年に比べると巡回指導の回数や教育センターによる研修等が増えていることが報告されております。20 ページから 24 ページに関しては市立認定こども園、私立幼保連携型認定こども園等、私立幼稚園型認定こども園からの報告になります。各園、特別支援教育コーディネーターの活用や「個別の教育・保育支援計画」に基づく支援などが定着しつつあります。又、保育現場における問題点及び課題としては人材確保の難しさや研修を受けるための時間確保の難しさが報告されております。以上で事務局からの報告を終わります。

会長：ありがとうございました。事務局より報告がありましたが、補足あるいは質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

委員：表の数字に誤りがありますので、訂正をお願いします。（11 ページの①人数と回数の実施回数 469 回を 507 回に訂正いたします。同じページの一番下（2）リハビリ（訓練）外来の①人数と回数の表、令和 6 年度の合計を 2534 から 2535 に訂正をお願いします。補足としまして、13 ページの居宅訪問型児童発達支援事業の令和 6 年度の契約人数と実施回数が 0 になっており、3 月末までの利用はなかったが、8 月末までは 2 名の利用で、回数が 16 回になっている。この 2 名に関しては、9 月からは入園されたため事業は終了しています。

委員：18 ページ記載のさわやかルームの再登校数と記載がありますが、どういったものを再登校というのか教えていただきたいです。

委員：確認後に回答させていただきます。

事務局：事務局の方で確認させていただき、後日皆様に回答させていただきます。

委員：4 ページの障がい児通所支援事業所等について質問させていただきます。今、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用されている子どもたちが増えていると思います。未就学児の児童発達支援の受給者証の日数で、保育所あるいはこども園等と児童発達支援の両方に通われており、どちらの利用が主となるのかがはつきりしない子どもが増えているという印象がありますが、児童発達支援の受給者証の受給日数の目安が分かれば教えてください。

事務局：障がい福祉課の方が本日欠席されているので、この件に関しても後日確認して皆様に伝えさせていただきます。

会長：この点に関しても、事務局より回答させていただきます。他にご意見等はございませんか。

委員：2 ページの乳幼児健康診査等母子保健事業からの発達支援体制の図で、3 歳半健診が書かれているが、4・5 歳児健診について八尾市はどのような取り組みになっているのか教えていただきたい。また、3 ページの医療的ケア児の未就学児が 24 名と報告があり、その内 10 名が児童発達支援第 1 センターいちょうへ通っているという話でしたが、その他お子さんの状況について把握ができているのか教えていただきたいです。

会長：まずは 4・5 歳児健診についてお願いします。

委員：八尾市では、現在 3 歳半健診の次は就学時健診になります。国が進めている 5 歳

児健診については、現在実施しておりません。

会長：では、未就学児において医療的ケア児の状況について、お願ひします。

事務局：こちらも事務局から障がい福祉課の方に確認し、後日皆様に回答させていただきます。

会長：よろしくお願ひします。他にありませんか。では、私から1つ質問させていただきます。19ページの特別支援教育・保育巡回指導について今まで年に1回の実施でしたが、昨年度より全体の半分の園にフォローということで2回行くことになったが、実際にフォローが始まったことについての園の感想を教えていただきたいです。

委員：昨年度、自園でも2回来ていただきました。1回来ていただいたうえで次回見ていただけることで、非常に良かったと思っています。園の職員からもそのような感想があり、1回目に欠席で不在であった子どもについても見えていただくことができ、大変ありがとうございました。

委員：昨年フォローした園の状況や様子を聞き取っていると、1回目の助言を元に保育を見直したこと、子どもたちの成長につながり、また、新たな課題が出てくることもあります。年間2回来ていただくことで先生方の悩みに沿ったアドバイスや子どもへの関わり方を新たに聞くことができるという点で、フォローがあって良かったと園から聞いております。

会長：ありがとうございます。他に補足や質問はございますでしょうか。

事務局：先ほどの医療的ケア児の24名の受入れについて補足です。令和6年度は八尾市で5名が医療的ケア児として認定こども園に入所されている状況があります。

会長：ありがとうございます。他に補足や質問はございますでしょうか。

委員：先ほど5歳児健診についてお答えいただいたのですが、国としては5歳児健診をしていきましょうという方針が出ているため、就学前健診がどのようになされているかを教えていただきたいです。もう1つ、先ほど1ページの令和6年度の3歳半健診のフォロー率が増えていることや、八尾市でも外国籍の子どもが増えてきていると思いますが、そういう方の健診の実施状況もお聞かせいただきたいです。

会長：まず就学前健診からお答えをお願いします。

委員：5歳児は就学前に保護者の同意を得て年に2回、春と秋に医師に来ていただいての健診がある。その健診の旨を、保護者の同意を得て就学施設である小学校に健診結果を送っており、それを就学前健診として行っています。フォロー出来なかつた方に関しては、八尾市独自で健診の日を設けてくださっており、その健診を受診していただくように案内しています。

委員：その健診は発達等も見るものですか。

委員：発達等とは異なり、内科的な健診です。発達等に関しては、教育センターへ繋ぐなどのフォローをしています。

委員：分かりました。ありがとうございました。

会長：では、3歳半健診についてお願いいたします。

- 委 員：3歳半健診の令和6年度のフォロー率に関しては、3歳半健診時に検尿検査や視聴覚健診を実施しており、それらの検査の結果、精密検査につながるお子さんが増えたため、フォロー率が上がっているというところです。外国籍のお子さんの対応については、予め本人からの申し出があれば、当課より通訳の方を手配する場合もあります。その他には、本人が国際交流センター等に相談をされて、通訳の方と一緒に来られる場合もあります。事前連絡がなく来所され、言葉が通じにくい場合は、翻訳機を使って対応することもあります。
- 会 長：ありがとうございます。他に補足や質問はございますでしょうか。なければ、令和6年度の実施報告を終了し、次の議題に移りたいと思います。

3 提言推進状況管理表の令和7年度実施計画について

- 会 長：次に、次第3に入ります。「提言推進状況管理表」の令和7年度実施計画について事務局から報告よろしくお願ひします。
- 事務局：お手元配付の資料5「提言推進状況管理表」をご参照ください。今回の審議会に先立ち、令和6年度の実績・成果を踏まえ令和7年度現時点での実施計画について委員の方からご報告いただき、事務局にてとりまとめて表の右側に記載しておりますので、概要を報告させていただきます。初めに提言項目1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造についてです。仕組みづくりのポイント①共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げるにおいてはインクルーシブ保育の研修への参加を保育教諭に呼びかけ、参加した保育教諭が園内で丁寧な伝達を行い、職員の障がい理解を深めること、施設長が自ら自園にインクルーシブ保育の理念が根付くように取り組むこと、コーディネーターが主となり、インクルーシブ保育の理念が深まるように新規採用職員や新規保育サポート担当保育教諭を中心に意識づけを行うことなどが各園より報告されております。続いて仕組みづくりのポイント②インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざすについてです。「特別支援教育・保育ゼミ」で事例を用いたワークで多様な支援方法を学ぶこと、児童発達支援第1センターいちょうを見学して事業内容を知り、支援の充実につなげること、支援児担当者会議や個々のケース会議、研修会での意見交換などを通じてより良い支援方法を検討し実践につなげていくこと、関係各課や療育施設と連携し、保育の工夫や見直しを進めることなどが報告されています。

次に提言項目2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくりについてです。まず③のコーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高めるにおいては各園のコーディネーターが研修等に参加し、スキルアップを図っていくこと、私立保育園連盟では代表園による特別支援教育コーディネーター会議が行われ、園内の事例研修や他園の実践を共有し、自園のインクルーシブ保育の実践に活かしていくこと、他にも各園より学びを深めることで個別の教育・保育支援計画の作成に積極的に関わり、園内での対応力を高めることなどが報告

されております。④の障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化するについてです。教育センターにおける巡回指導での指導助言やほつぶの園訪問等での助言を保育実践に活かしていくことが各園より報告されており、こども・いじめ何でも相談課においては障がいのある児童が、通園施設、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、学校等、どこに通っていても発達の状況や養育環境など各自の状態に応じた支援に結び付けられるよう、療育・保育・教育・保健等の連携による支援のあり方や療育体制について検討することが報告されております。他にも企画教室への参加や、乳幼児健診での発達障がいのスクリーニングの実施、就学相談、及び年中児保護者向けの就学相談説明会、医療的ケア児等コーディネーターの福祉関係1名の配置、小児慢性特定疾病児及び医療的ケア児とその養育者が地域で安心して自立した生活ができるよう、各関係課の連携により個別の支援を行うことが報告されております。続いて、提言項目3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくりについてです。⑤の個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図るにおいては各園より各関係機関と連携して、子どもの情報を得ること、療育施設の園訪問支援を利用して情報を共有しながら支援計画を立てるようにすること、地域交流や一時預かり保育等で在宅子育て世帯の子どもの様子を把握し、保護者に寄り添いながら適切な情報提供を行うことが報告されております。⑥の各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入するについては保育・こども園課より各園と入所調整会議を行い、新規保育サポート枠の確保に努めること、保育サポートや児童発達支援第2センターしようと園の入所調整会議で関係各課との情報共有を行うことが報告されております。続いて、提言項目4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくりについてです。⑦の障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組むにおいては保護者に、より分かりやすい情報提供を行うために、就学相談の年間スケジュールの資料を作成し、活用することや年中児保護者向け就学相談説明会を開催することなどが教育センターより、発達に遅れ等のある児童とその保護者への指導及び相談、児童の発達や人間関係等の家庭と児童のあらゆる相談を行い、相談員の体制の充実や就学後につなげる教育機関との連携強化に努めることがこども・いじめ何でも相談課より報告されております。⑧の障がい児保育の加配段階等を認定審査する際のサービス決定基準を明確化するについては医療的ケア児について、各園の実情を把握し、園の受け入れ態勢を充実させることで、園と保護者に寄り添いながら受け入れの確保に努めること、保育サポートについては昨年度認定されなかった児童について早期に適切な案内が出来なかつた課題を踏まえ、申請前から基準を明確化することで申請の段階から、療育施設を案内するなど必要な情報提供を行い、八尾市全体でその保護者と児童にとってより適切な支援につなぐことが出来るように、基準の公開に向けて調整中であることが報告されております。⑨の審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とするについては入所申請段階以前の相

談機能を充実させ、こどもにとって適切な施設につなぐため、保護者とともに進路について考える伴奏型支援に努めること、保護者に寄り添いながら関係機関と連携し、適切な療育につながるよう、支援を行うことが報告されております。最後に提言項目 5. インクルーシブ(育ちあう)保育実戦を創り出すことができる仕組みづくりについてです。⑩の障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有するにおいては支援の必要な子どもにスポットを当てた指導案を作成し、支援方法を考え合う園内研究会を実施すること、研修に参加し、施設長や特別支援教育コーディネーターが中心となってインクルーシブ保育の意義を職員間で共有し、実践に向けて取り組んでいくことが報告されております。⑪のノウハウや実戦を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくるについてです。児童発達支援第1センターいちょうより専門職による就学前施設職員向けの研修の実施や施設見学の受け入れ、又児童発達支援事業所への研修を実施していくことが報告されており、教育センターからも特別支援教育・保育巡回指導の充実に努めること、コーディネーター対象の研修ではどの子にも分かりやすい保育実戦につながるような研修内容を企画し、教育・保育の質の向上をめざすことが報告されております。私立保育連盟主催の研修も行われており、障がい理解やインクルーシブ保育推進、具体的な支援方法などの内容の充実が図られており、各園の特別支援教育コーディネーターが連携し、悩みや支援方法について相談し合える環境を整えることが報告されております。以上で事務局からの報告を終わります。

- 会 長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、補足・質問等ございましたらお願ひいたします。
- 委 員：2ページの④のところで、教育センターの箇所に年中児保護者向け就学相談説明会をされると記載があるが、どのようなことをされるのか具体的に教えていただきたいです。
- 委 員：令和6年度の3月にスタートし2日間で実施をさせていただきました。5歳児になってから就学相談をスタートさせるが、その際に園から就学相談を勧められたとしても就学相談がどのようなものかをポスターだけでは伝えられないところがあり、就学にあたって地域の学校の支援学級に在籍を考えている。もしくは、府立の支援学校を検討されている方が就学相談の対象であることを伝える機会にしています。通常学級の通級指導教室の利用であれば、入学後の相談で良いということや、園から勧めるにあたっては、保護者が相談したいと思っていないのに園が必ず行ってほしいと勧めるものではなく、入学までの就学相談だけではなく、入学後も教育相談があることも伝えていきたい思いもあり、教育センターの相談係が主導で実施しています。その中で質問の多かったのは、通級指導教室はどのようなところなのか、支援学級と通常学級の違いについてなどの内容でした。パワーポイントや時間割表を使って説明させていただきました。参加者の方からの個別の質問もあり、その場で質問に答えることもありました。令和7年度も同じ時期で1日に3回程度で予定しているところです。保護者向けと書いています

が、園の保育教諭も参加してもらえるようにしています。

- 委 員：ありがとうございました。先日、保護者の方とお話をした際に、就学に向けての展望が見えず不安があり、その不安を就学相談などで相談出来たらとおっしゃっていました。通常5歳児から就学相談を実施していることは承知しているが、配慮の必要な子どもや医療的ケアを有する子どもの保護者の中には進路先を考えるのに1年では短いと感じておられる方もおられます。実際、就学相談は5歳児からですと言われ、どうしたものかと悩んでおられる保護者がいました。配慮等が必要な子どもの保護者は半年前や1年前からの就学相談では短いと感じておられる場合もあるため、ぜひ前年度のように年中の3月ではなく、早期に相談できるようにすることで、保護者支援や子どものより良い進学に繋がるのではないかと思います。
- 委 員：5歳児の就学相談に加えて、今年度から、年中児（4歳児）で医療的なケア（看護師配置）が必要、又は車いすの利用などがあり身体面での配慮が必要など、小学校での受け入れ態勢を早期に整えるためにも連携を強化しているところです。相談の件数が多いこともあります、年中児からの対応についてこの場で回答はできませんが、そういうニーズがあるということは相談係にも共有させていただくということで、よろしいでしょうか。
- 委 員：はい。ありがとうございます。
- 会 長：今年度については、3月実施ということでおよろしいでしょうか。
- 委 員：今年度は、3月頃の実施予定で考えています。早すぎますとまだ気にされていない方がいるため、3月頃の実施が良いのではないかと考えて令和6年度については3月に実施するに至った経緯があります。早い時期からの実施希望がたくさんあるのであれば、その意見を踏まえた検討も必要ですが、令和6年度の参加人数や感想等も鑑みて相談いたします。
- 委 員：全体に向けて事前に段階的に説明をしてくださるということで安心感があると思います。ただ、ご意見ありましたように、個別には複雑な相談事項があり、早くから相談したいケースもあると思います。他市ではあるが、保健センターの療育相談で就学に関する相談や診療をたくさん受けているケースもあります。あとは、児童発達支援センターの診療部門の外来診療や、児童発達支援センターの相談部署で相談を受けたりしており、個別の対応を手厚くしたうえで全体の説明会に繋げるのが良いのではないかと思います。そのためにも、個別に相談できる場所があるということを園の先生方に周知することが良いのではないかと思います。
- 会 長：ありがとうございました。関連した内容や別の内容でもご意見などございますでしょうか。
- 委 員：私の友人から聞いた話ですが、子どもが支援学級の5年生で、中学生に進学するにあたり不安でいっぱいだということでした。中学生から高校生と子どもにとって人生は繋がっていくため、継続した支援も考えていただければと思いました。
- 会 長：ありがとうございます。今は、幼稚園・保育園・認定こども園の話にはなります

- が、小学校から中学校への支援についても充実させていければと思います。
- 委員：こういった相談は、ほつぶにて受けられているのではないかと思っていましたが、確認させていただいてもよろしいですか？
- 委員：教育に係るところである、例えば学校でどんな風に授業をしているのかについては、当課では難しいところになりますが、不安の解消に向けてや保護者と一緒にどういう形で学校にアプローチするかという相談は当課で受けられるかなと思います。子育ての事であっても進学の事であっても、現在、実際に相談を受けていたりもするため、相談いただければありがたいなというところではあります。
- 会長：あくまでも、個別での相談ということでおろしいですか。
- 委員：はい。あくまでも個別での相談になります。
- 委員：ありがとうございます。私も親として教育と福祉が別々に考えられていると思うことがあります。今のように学校に直接というのは確かに難しいと思いますが、では誰がやってくれるのかというと保護者が一人で就園から就学、学校に入学した後も誰が私の相談に乗ってくれるのだろうという部分がぽっかり空いているように感じるので、この審議会からは外れてしまうかもしれません、切れ目がない支援を掲げてくださっているのに、その切れ目がやっぱり保護者からすると感じられるというところを八尾市としてどういう風にされるのか。それを教育の方でされているのであれば、そちらを保育や福祉の人たちに浸透していただければと思いますし、それがないのであれば誰がするのかというところも話が出来ていけばと思いました。
- 会長：ありがとうございます。大きな課題になりますので、今後の検討課題になるかと思います。
- 委員：教育センターが実施している就学相談後、学校に入学してからは教育相談という形で相談を受けています。小学校から中学校に進学する時には、また就学相談という形で行っています。
- 会長：ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。
- 委員：特別支援・保育教育巡回指導の充実とありますが、これは学校側から依頼を受けて進めているのでしょうか。それとも、保護者からの依頼で行われているのかを教えていただきたいです。
- 委員：この特別支援教育・保育巡回指導は、保育サポート認定児童が在籍している園の職員に対する実地研修として行っているものになります。学識者に個々の子どもたちの様子を見ていただき、またその子に対する保育者の関わり方なども具体的な場面を見て指導いただくという形のものになります。保護者に対してではなく、子どもに対してや、クラスの中でどのように関われば子どもが集団の中で無理なく過ごせるかのアドバイスをいただいて園で共有をしていくものです。保育サポート認定児童が在籍している園に対して行っていますが、保育サポート認定児童でなくてもサポートを必要としている子どもが増えてきているので、園全体で共有をしていただくために職員の実地研修となり、教育センターの事業になっております。

- 委 員：巡回指導に行ったということは、保護者は知らないのでしょうか。
- 委 員：以前別の課で担当していた時は、保護者も知っており面談などをしている園もあったようです。保育サポート認定児童の保護者に対しては保育サポート利用んじゃない巡回指導があることは掲載しております。
- 委 員：巡回指導での内容は、保護者にフィードバックされているのでしょうか。
- 委 員：職員への実地研修として教育センターが行っていますが、巡回指導の内容を保護者にフィードバックするか、園での共有にするかについては園に委ねております。
- 会 長：私立幼保連携型認定こども園では、巡回指導後の保護者へのフィードバックはどうされていますか。
- 委 員：保護者へのフィードバックはする場合としない場合があります。フィードバックしない場合は、助言いただいた内容が保育中の職員の関わり方についてで、園内の共有で反映できるものである時です。保護者が家庭でも役立ったり参考になつたりする場合は、保護者に内容を共有しています。全ての内容を必ず伝えることということはしていないです。
- 会 長：ありがとうございます。こちらでよろしいでしょうか。
- 委 員：ありがとうございます。
- 委 員：自園には、療育施設に通っている子どもがおり、月に2回療育施設から指導員の方が子どもの様子を1時間程度観察に来られています。観察内容を保護者にも伝えてくださいり、園にも指導方法を教えてくださる方もおられます。受給者証をお持ちの方で、療育施設の施設訪問を希望された場合は、そのようなサービスがあります。
- 委 員：やはり子どもは家庭での姿と集団での姿が違うことはよくあり、家庭では大人しく遊んでいるのに、幼稚園に行っていると集団に入れていないことや走り回っていることがあり、家庭での子どもの様子と外との様子にギャップがあるため、そこが保護者には理解しがたいところになるので、質問をさせていただきました。
- 会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 委 員：1ページの『2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり③コーディネーター（リーダー保育士）を導入し、園全体での対応力を高める』という項目の『令和7年度実施計画』の項目に、私立保育園連盟の代表園の特別支援教育コーディネーター会議を行い、という記述がありますが、これは私立保育園連盟の中で何園かが集まる会議として実施されているものなのでしょうか。合わせて公立園でも特別支援教育コーディネーター会議を実施されていると思いますが、公立園と私立園は一緒にされているのか具体的なところが決まっているようであれば教えてください。
- 会 長：では、委員よろしくお願ひいたします。
- 委 員：私立園の特別支援教育コーディネーター会議については、前任者から記述の内容を引き継いでいますが、私も参加したことがないためどのような内容かは、詳しく説明することができないです。申し訳ありません。

事務局：事務局より補足させていただきます。私立園の特別支援教育コーディネーター会議については、私立保育園連盟の代表園9名の特別支援教育コーディネーターが公立認定こども園の特別支援教育コーディネーター会議に参加し、その場で事例研などを共に学び合い、学び合ったことを私立保育園連盟に持ち帰り各園で実践し、どのように進めていくかを検討しております。今年度より公立認定こども園の特別支援教育コーディネーター会議後に私立保育園連盟のみの特別支援教育コーディネーター会議を行い、今年度内は3回の実施を計画しています。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員：はい。ありがとうございます。

会長：他に質問はよろしいでしょうか。なければ、提言推進状況管理表の令和7年度実施計画の報告は終了し、次の課題に移りたいと思います。

4 八尾市のめざす「インクルーシブ（育ちあう）保育」について

会長：次に次第4八尾市のめざす「インクルーシブ（育ちあう）保育」についてになります。以前より現場の保育者にとって親しみやすい、何かを感じてもらうきっかけとして、八尾市のめざす「インクルーシブ保育（育ちあう）保育」について委員の皆様と協議を重ね、ポスターとリーフレットを作成してまいりました。委員の皆様から頂きました意見を参考に会長預かりとさせていただき、事務局と調整のうえ作成し、リーフレットの裏面には2つの事例も入れております。最終案について事務局より説明をお願いします。

事務局：資料6-1をご覧ください。ポスターについては前回皆様よりいただいた意見を元に文字を少なくし、伝えたい内容である子どもたち一人ひとりが違うということ、子どもの姿に合わせて保育をつくりかえるということのみを表記し、より見やすく工夫しました。以前ポスターに載せていた内容については右下のQRコードを読み取っていただくことで資料6-2を見る能够るようにしたいと思います。資料6-2をご覧ください。前回ポスターの下の部分に表記していた内容を載せました。こちらの言葉の表記も前回皆様からいただいた意見をもとに修正しております。中には事例を2つ記載させていただきました。こちらの事例は委員をしていただいていた園長先生方に協力していただき、何件か募った中より、担任の先生方が分かりやすいと感じた身近な2つの事例を載せました。二つ折りにしていただいた裏面には提言書の最後のページにもあるインクルーシブ（育ちあう）保育を実践するために必要な手立てが図で表されたものを参照に載せております。皆様にご了承いただき、完成したものを各園に配布し、事例については今後、現場の先生方と一緒に積み上げていくことができればと考えております。

以上で事務局からの報告を終わります。

会長：ありがとうございます。事務局からの報告について、質問やリーフレットの活用方法についてのご意見やご提案があればお願いいたします。

委員：とても分かりやすいなと思います。中の事例についても具体的な様子がイメージできるなと思いました。一点だけ、リーフレットの裏面の★印の箇所に「障がい

のある子どもとない子どもが同じ場で、助け合い」という文章があり、もちろんそうだと思いますが、障がいのある子どもとない子どもが同じ場でという言葉を使うと違うイメージをもってしまう方がいらっしゃるのではないかと思いました。「障がいの有無」ではないということを伝えていきたいところに、もう一度それがあると障がいのある子どもとない子どもが同じ場でという部分に引っ張られてしまうのではないかということを懸念したというところです。

会長：この点について何かあればお願ひいたします。

委員：私としてはなくてもいいかと思います。一番上の「障がいのある子どもとない子どもが同じ場で」の文章がなくてもいいのかなと思いました。

会長：この点について何かご意見や感想があればお願ひいたします。

委員：私も同じように思います。ポスターの図を見た時にとってもいいと思いました。今おっしゃられていた部分は、このポスターの考え方と異なる部分だと思うので、そこを無くしたり変えたりするのはいいと思います。

会長：ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

委員：同じ意見ですが、今おっしゃられたように「障がいのある子どもとない子どもが同じ場で」という部分を全て消して、「子どもたちが助け合い、影響し合いながら」とすればよいと思います。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：表などがすごく分かりやすくていいなと思いました。資料6-2の表の★印2つ目のところですが、ここに合理的配慮と載っているのであれば、私が思っていた合理的配慮というのが、★印下の文章では分かりにくいのではないかと思います。下の文章の内容は、基礎的環境整備の配慮的なことで、この箇所に合理的配慮という文言を載せるのであれば、もう一步踏み込んで「環境を整えた上で支援の必要なお子さんがこういうことをしたいと思った時にどういう風な手立てをしていくか」という所が合理的配慮なのかなと認識していたので、皆様にお伝えするのであれば、もっと詳しくお伝えする方がいいのではと感じました。

会長：合理的配慮のところで、他に意見はございませんか。

委員：私も同じで、この合理的配慮の下の文章を読むと、これは基礎的環境整備の方かなと思ったのと、就学前の教育・保育になると基礎的環境整備がすごく大きく、いかに合理的配慮を少なくするかも問われている部分だと思ったので、どちらの言葉を出して下の文章を変えるのはどうでしょうか。文章を追加できるのであれば、「保育をつくりかえる」というところの点を一つ増やして「誰もが分かる保育内容を工夫しましょう」という表現はどうかなと思いました。「子ども自身が自分の好きな遊び…」の部分では、「子ども自身」はなくてもいいのではないかと思いました。

会長：ありがとうございました。合理的配慮の箇所についてどうですか。

委員：私も同じように思います。今書いてくださっているのは、基礎的環境整備だと思うので、合理的配慮と記載しているところを基礎的環境整備に変えていただく。合理的配慮の話も本当は載せたいが、そこまでできるのかという、色々な保育所

や認定こども園へ行かせていただいている中で、まずは基礎的環境整備からかな
と思う園が多いように感じるところもあるので、合理的配慮の説明は今回はなく
てもいいのではないかと思います。

会長：合理的配慮に重きを置くのか、いわゆる環境構成を前に出していくのかどちらに
重きを置くのかというところなのですが、ご意見いかがでしょうか。

委員：確かに、委員のおっしゃるように分かりにくいところもあるかと思いますが、障
害児保育審議会が出すということであれば、合理的配慮まで載せておいてもいい
のではと、私は感じます。事例とかも分かりやすく出していただいていますが、
保育現場から離れている身ではあるが、子どもの中には「いやだ」「やりたくない」
「今じゃない」という子どももいるので、そのような子どもの気持ちも汲み
とったというような事例も今後載せてあってもらえればと思います。子どもの
「今じゃない」という気持ちも先生方は「みんなと一緒に」や「経験させてあげ
たい」という思いの先生方がすごく多いように思うので、「今したくない」とい
う気持ちも受け入れるという事例も今後入れられたらいいのではと感じます。

会長：ありがとうございます。他にお願いいたします。

委員：今の話に関係すると思うのですが、この事例を新任の先生が見た時に、何がこれ
ってインクルーシブになっているのだろうと思うのではないかと思います。その
内容が振り返りの箇所に入っていると思うのですが、もう一つ項目を増やせるの
であれば、ここがインクルーシブの視点ということを記載した箇所があれば、前
の大切にしたいことと具体的な事例の中での視点があれば、もう少し分かりやす
くなるのではと思いました。合理的配慮もそうですし、環境の部分でこういう工
夫をしたから、インクルーシブ保育というところへ繋がっているという所がもう
少し具体的に出せるといいのかなという風にも思いました。

会長：ありがとうございます。事例の解説のところも工夫するということですね。他に
いかがでしょうか。

委員：皆様の意見を聞いて、そう言われてみるとこの事例で基礎的環境整備と合理的配
慮で線とか引けるのではと読み直していました。例えば、「新学期」を読んでい
て大事だなと思ったのが、子どもの姿として室内を走り回って友だちの玩具を倒
してしまう子どもに対して、走り回らなくするとか走ったらダメだと伝えるの
ではなく、走ることができるコーナーや体を動かせるコーナーを設定するところ
は、すごく大事だなと思って読ませていただいたのですが、それは基礎的環
境整備とも受け取れるし、この子どもへの配慮としてみれば合理的配慮とも受け
取れるのかなと思うと、すごく難しいなと改めて思ったところで、そこに合理的
配慮についての説明を加えた時にどう加えればより分かりやすいかというのを、
話を聞きしている中で改めて思いました。

会長：ありがとうございます。今の意見を集約していくと修正点が三点あります。
一つ目がリーフレットの図のところの「障がいのある子どもとない子どもが同じ
場で…」という所で、削除で合意だと思いますので、「子どもたちが助け合い影
響しながら」というような感じでの修正でいいのではないかと思います。二つ目

は、合理的配慮の箇所で合理的配慮なのか基礎的環境整備なのか環境構成というところの文言をどうしていくのかと、それに派生して三つの点の箇所の内容をどうするのかというのが修正箇所になります。もう一つが、先ほど意見が出ました事例の内容が多様性と合理的配慮とどう対応しているのかということも含めて事例を分かりやすく示すというところになるかと思います。これは今結論を出すことはできないと思いますので、申し訳ないですが一旦こちらで預からせていただきますので、また見直しをして再度リーフレットについては委員の皆様に一度確認していただくということで、進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

5 その他

- 会長：最後に次第5「その他」に移ります。「その他」として、委員の皆様方から、何かございますか。
- 委員：先ほど少しお話しました、受給者証の日数についてです。今、ご発言があったように、全国的に5歳児健診を国が推進しており、療育や発達評価を必要としながらも受けることができないまま就学する子どもを減らすために5歳児健診を進めているが、一方でやはり療育が中心になり、園や学校の主軸が揺らいでいる現状があり、やはり矛盾するとは思うが療育が主軸にならない方向にも動きつつあると肌感覚で感じています。子ども等にどんな風に関わるとよいかを、主軸であるべき園や学校が積極的に考えていくこと、あるいは協力や連携をし合いながら構成していく方向に動いていくのを国が期待しているというところに流れが変わってきていると思います。なので、教育センターがしてくださっている巡回指導などが、実質的にその方向を担っているため、これからも取り組んでいただきたいと期待と感激を込めて発言しています。なので、今こうして障害児保育審議会で考えてくださっていることなのですが、公立認定こども園や私立認定こども園に限らず、園 자체が力を持っていくというところが直近にすごく期待されているところなので、是非この障害児保育審議会を中心に進めていただきたいです。もう一点、先ほど途中でご質問のあったように昔から教育と福祉に溝があり、教育の現場に福祉が入り込みにくいところがあったのですが、教育の場面にも巡回や相談支援ができるようになってきており、教育の先生方も色々な連携を使って子どもへの関わり力を高めていこうというような考えを持ってくださるようになっています。なので、今後も教育と福祉が直接的にシームレスに繋がっていくことが期待されているので、この障害児保育審議会は未就学児の話を中心にされていると思うので、就学以降の何らかの連携の場が八尾市にあるのかどうか、あるいは審議会はないけれどそういう話をこの場で話していくようになるのかどうか気になったところです。
- 会長：貴重なご意見ありがとうございます。二つ目の、小学校以降の繋がりの場などは八尾市の場合あるのでしょうか。
- 委員：今年からほっぷの中で元々校長先生や教頭先生をされていた先生方に学校福祉連携相談員というのをしていただいていて、学校へのアウトリーチも含めて何か困

りごとに際して、ほっぷへも持つて帰つていただきてみんなで支援会議を行つて不登校など全部を含めて、そこから福祉課題が出てきた時には、実際に保護者にもお会いして福祉の方に繋げていくようなことや、SCさんやSSWさんもある程度ほっぷの事もご理解していただきた上で、ほっぷに繋いでいただき、そこから福祉に繋げて教育と連携するようなことを、地道なのですが一つ一つに取り組んでいっているところです。

会長：ありがとうございます。先ほどの二つの意見は大事なところではあると思いますし、今後の障害児保育審議会の課題としても取り上げていきたいと考えています。では、次に事務局から何か、その他の事項があればお願ひします。

事務局：資料についてですが、数字の訂正もございましたので改めて修正後の資料をお送りさせていただきます。また、修正後の資料につきましてはホームページの方に掲載もさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に委員委嘱についてでございます。本審議会の委員委嘱の任期は2年間となっており、令和7年8月22日をもちまして任期満了になります。委員の皆様のご協力により充実した審議が行われたと感謝しております。本当にありがとうございます。次期の委員委嘱につきましては、改めてお願ひする予定ですので、その際はよろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。他にございますでしょうか。

事務局：次回の予定でございますが、令和8年2月10日(火)午後2時からの開催を予定しております。内容についてでございますが、令和6年度は、八尾市障害児保育審議会 医療的ケア児保育受け入れに関する検討部会が設置されておりましたが、令和7年度より障害児保育審議会の中で医療的ケア児保育受け入れに関する協議することとなりました。つきましては、次回の障害児保育審議会の中で、八尾市内の医療的ケア児受け入れ園における現状や課題などを聞かせていただき、皆様より広くご意見を頂く予定となっております。また、低年齢児からの医療的ケア児の入園希望が増加していることから、まだまだ体制の拡充が必要です。受け入れ園の中で、看護師2名に対して本来は医療的ケア児の受け入れが2名のところ、3名の受け入れをしてくださってる園があります。園の体制や子どもの状況、ケアの内容によってではありますが、1園に複数の医療的ケア児の受け入れることについても、この場で協議したいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

会長：ありがとうございました。先ほど委員委嘱の話もございましたが、市民委員の方が本日で任期終了になります。初めての市民委員ということで今回から参加していただいたのですが、最後に一言お願ひできればと思います。

委員：こういった場に参加することは初めての事だったので、場違いなところにきてしまったというのが正直な感想だったのですが、先生方のご意見をお聞きしながら保護者ではない違う視点からもお話を聞いて大変勉強になりました。それからインクルーシブ保育で大事なのは、皆様が先ほどからおっしゃっていたように環境整備だと思いました。私の息子は発達障がいですが、発達障がいの特性からくる

行動を叱られる。叱られることが多い。私は、現在放課後等デイサービスに勤めているのですが、一年前にきた言葉が少ない子どもが「だめ」という言葉を覚えていました、「だめ」と言いながら手を付けにしながら歩き回っていました。その時に、この子どもは、ここに来るまで何人の大人にどれだけ「だめ」と言われてきたのだろうと胸が痛くなりました。環境整備をして本当に危ないこと以外は「だめ」と言わない。何でも「だめ」という言葉だけを覚えてくる子どもが減るような保育をしていただきたいなというのが、保護者からの願いです。ありがとうございました。

委 員：今回このような機会をいただきまして、本当にありがとうございました。先ほどお話がありましたように、私もこういう場で先生方や市の方々がインクルーシブに取り組まれていることを肌で感じてこれから八尾市の未来は明るいなと思っています。私も現在、保育の現場で働いているが、現場は本当に大変でマンパワーが足りません。一人加配の先生がおられても、その加配の先生は二名しか見られず、そのうちの一人の子どもに多動傾向があり、保育室を出て行ってしまうと一人の職員が付いていくことになり、加配児童以外にも保護者の受容の問題があると、5人6人と気になる子どもはおり、本当はその子どもにも一人ひとり付いてあげたいのですが、運営もあるため本当に先生方は大変になっている。その中で、インクルーシブ保育というのは理想で、このようになればいいなと私も思っています。しかし、実際にインクルーシブ保育を行うとなると、果たして先生方のパワーがない中で一人ひとりにどこまでしてあげられるのか。発達障がいや医療的ケアの子どもも含めて、子ども理解の中で、インクルーシブ保育を進めて保護者の安心のためにも、インクルーシブ保育への取り組みを続けて行っていただきたいです。心から願っております。

6 閉会

会 長：以上で本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり活発なご議論いただき、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、「令和7年度 第1回八尾市障害児保育審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。